

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険住宅改修受領委任払事業者の新規登録研修会の開催について

住宅改修費の支給に係る受領委任払事業者は登録申請が必要となり、下記日程の研修会を受講された事業者のみ登録申請が可能になります。現在、登録となっている受領委任払事業者の有効期間については、令和6年11月（最長3年）までとなっております。そのため、令和4年度については新規登録研修会のみを開催し、更新の研修会は開催いたしません。

この研修では、受領委任払いを利用して住宅改修を行う際の流れや介護給付の対象になる住宅改修の項目、よくある質問などを内容といたします。

受領委任払いとは…

被保険者から受領委任を受けた住宅改修業者には介護給付内工事代金の1割、2割または3割が被保険者から支払われ、残りの9割、8割または7割が介護保険事務所から支払われる制度です。

日 程：令和4年10月25日（火） 13：30～14：30（受付13：10～）

会 場：大仙市役所仙北支所 3階 大会議室

申込期限：令和4年10月7日（金）必着

申込書は「OS 介護ネット（URL：<http://www.oskaigonet.or.jp/>）」よりダウンロードし、FAX または郵送にてお申込み下さい。

【問い合わせ】 介護保険事務所 保険給付班 TEL：0187-86-3911 FAX：0187-86-3914